

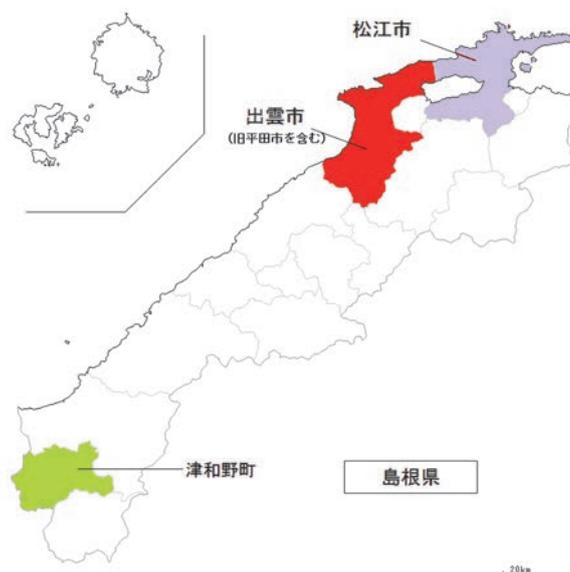
第3章 高齢者の日常生活支援とシルバー人材センターの可能性 — 島根県の事例¹

本章では、島根県庁、島根県シルバー人材センター連合会、島根県社会福祉協議会、NPO 法人たすけあい平田で行ったヒアリング調査を紹介することとしたい。本章の構成は、第1節で、今回、島根県を取り上げた理由を述べた後、第2節で島根県庁、島根県シルバー人材センター連合会の各種支援策を紹介するとともに、第3節で島根県社会福祉協議会の取組みを紹介するほか、第4節で具体的な取組を実施している NPO 法人たすけあい平田を紹介した後、第5節で、ヒアリングのまとめと感想について触れることとしたい。

第1節 地域の概要と取り上げた理由

本章では、島根県の事例を取り上げている。島根県は、日本の中国地方の日本海側である山陰地方の西部をなす県である（図表3-1-1）。人口は70万人弱であり、全国46番目（47番目は鳥取県）である。県庁所在地は松江市で、今回、第2節で紹介する島根県庁（島

図表3-1-1 島根県の位置



出所: 下記の Web サイトで作成した白地図を加工した。
『CraftMAP』<<http://www.craftmap.box-i.net/>>

¹ 島根県庁（島根県シルバー人材センター連合会を含む）、島根県社会福祉協議会、NPO 法人たすけあい平田の調査は、2016年7月7、8日に実施した。島根県庁の調査は、県庁内で7月7日午後3時半～雇用政策課、同日午後4時半～高齢者福祉課で行った。対応者については、雇用政策課は、門脇孝氏（同課グループリーダー）、須山弘一氏（同課主任）、石飛俊明氏（島根県シルバー人材センター連合会事務局次長）、高齢者福祉課は、尾原信幸氏（高齢者福祉課グループリーダー）である。島根県社会福祉協議会の調査は、7月7日午後1時半～社会福祉協議会内で行った。対応者は、岩崎正志氏（同協議会地域福祉部部長代理）、松崎志保氏（同部係長）である。NPO 法人たすけあい平田の調査は、7月8日午前10時～同法人内で行った。対応者は、堀内明美（介護支援専門員）をはじめ協力員の方など10名程度の方に対応いただいた。調査者は著者（田原）が行った。調査に応じて下さった皆様には記して謝意を表したい。なお、本章における誤りは、すべて著者（田原）に帰する。

根県シルバー人材センター連合会を含む。)、第3節で紹介する島根県社会福祉協議会も同市に所在している。また、第4節で紹介する、NPO法人たすけあい平田は、旧平田市に属していたが、同市は、2005年に、出雲市と合併し、出雲市の一部となっている。

島根県を取り上げる理由は以下のとおりである。

第1に、65歳以上人口の占める割合である高齢化率の推移が長期にわたって全国トップクラスである。直近の高齢化率は2015年10月1日時点で32.5%と全国第3位となっているが、2010年の国勢調査までは全国第1位を続けていた。2010年の国勢調査で秋田に抜かれ、また、2015年の国勢調査の速報で高知に抜かれたため、現在、全国第3位となっているが、高齢化率は、長期にわたって全国トップクラスとなっている。このように、島根県は過去から高齢化の最も進んだ県の一つであり、その対策を調査することは重要と思ったからである。

第2には、島根県は長期にわたって人口減少が続いている県である。島根県の人口は、1955年の92万9千人をピークとして、その後は、一時的に増加する時期はあったものの減少傾向が続いており、直近の2015年10月1日現在の国勢調査人口は69万4千人となっている。島根県は、人口減少が長期にわたり継続しており、特に中山間地域においては、日常生活に不可欠なサービスの提供・確保が困難な問題に直面している場合があり、そのような地域において、高齢者が互いに協力しながら、活躍しているかを情報収集することが重要と考えたからである。

第3には、島根県庁や島根県社会福祉協議会が、生涯現役、高齢者の生きがいにづくりに関して、特色のある取組みを行っている。島根県庁及び島根県社会福祉協議会のホームページをみると、シマネスクくにびき学園（高齢者大学校）や生涯現役証交付事業など、他の都道府県があまり行っていない独自の取組みを行っており、その実態や課題についてヒアリングしたいと考えたことが理由である。

第2節 島根県庁、島根県シルバー人材センター連合会の各種支援事業

～ミドル・シニア仕事センター、シルバー人材センター、生涯現役証交付事業～

1 島根県における高齢者の活躍に関する計画

(1) 島根県総合発展計画「第3次実施計画」

ア. 島根県総合発展計画「第3次実施計画」策定の背景等

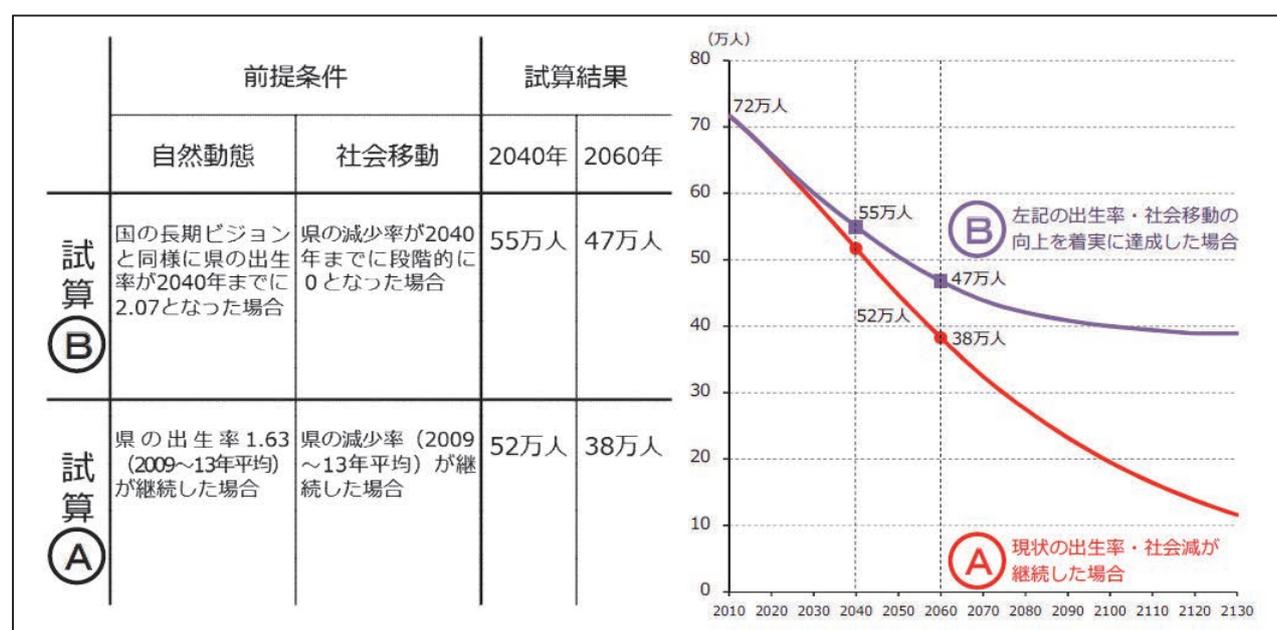
島根県では、「島根総合発展計画」を平成20年3月に策定している。この「総合発展計画」は、概ね10年後の島根の将来像を想定し、これを実現するための3つの基本目標及び政策推進の方針を示した「基本構想」と、この「基本構想」を実現するための具体的な政策・施策と数値目標を設定した4年毎の「実施計画」の2つから構成されている。

これまで第1次実施計画（平成20年度～23年度）、第2次実施計画（平成24年度～27年度）に基づき、それぞれの目標の達成に向けて取り組んできたところ、平成28年3月に「第3次実施計画」を策定し、平成28年度～31年度の4年間の具体的な方策と目標を示し

ている。

この中で、島根県の人口について、自然動態、社会動態ともに現状の出生率・社会減が継続した場合は平成 72（2060）年の人口は 38 万人となるが、平成 52（2040）年までに出生率が 2.07 に向上し、社会減が段階的に 0 となった場合は平成 72（2060）年の人口は 47 万人となる（図表 3-2-1）。長期的な人口減少が続いた場合には、買い物、公共交通などの日常生活に不可欠なサービスの提供・確保が困難となり、このようなサービスの低下が、さらなる人口流出を引き起こすという悪循環に陥る恐れがあり、中山間地域においては、こうした問題に既に直面していると危機意識を訴えている。

図表3-2-1 島根県の人口シミュレーション



（資料出所）島根県総合発展計画「第3次実施計画」より抜粋

イ. 高齢者の多様な活躍に関係する箇所

高齢者の雇用・就業や活躍に関しては、あまり記載されていないが、「I・活力あるしまね」の「5. 雇用・定住の促進」に、取組の方向性として「若年者・中高年齢者・障がい者等に対する幅広い就職支援を行うとともに、地域産業に必要な人材の確保や県外に転出した若者の県内就職を進めます。」と記載されている。

また、「II・安心して暮らせるしまね」の「2 健康づくりと福祉の充実」において、県民の皆さまへとして、「高齢者の方々が地域の社会的な活動に参加されることは、生きがいにつながり、介護予防や閉じこもり防止にもなります。多くの高齢者の方々が、地域社会の担い手として、活躍していただけることを期待しています。」と呼びかけている。

(2)「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」

ア.「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」策定の背景

平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、これまで地方の問題とされていた「人口減少問題」に国として対応していこうとしている。

まち・ひと・しごと創生は、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していこうとするものである。

国の動きを追い風としながら、島根県のこれまでの取組みをより確かなものとし、魅力ある就業の機会(しごと)をつくり、子育てに良好な環境を活かして若者が結婚して子どもを産み育てることを支え、人々の定着、回帰・流入を促すことで、地域を担う人材(ひと)を確保し、人口減少に対応しながら魅力ある地域社会(まち)を維持・形成していくことが必要としている。

イ. 高齢者の多様な活躍に関係する箇所

高齢者の雇用・就業や活躍に関しては、「基本目標1：しごとづくりとしごとを支えるひとづくり」の「(5)雇用対策」の「1)人材の確保」の推進施策で「就労意欲の高い中高年齢者の就職を促進するため、就職相談や求人情報の提供等による支援を進める。」と記載されている。

また、「基本目標4：地域の特性を活かした安心して暮らせるしまねづくり」の「(3)健康で安心して暮らせる地域づくり」の「2)高齢者福祉の推進」の推進施策において「虚弱な高齢者等に対して、見守り・買い物支援などの生活支援サービスの提供体制の整備に向けた市町村の取組みを支援する。」とされている。

2 島根県の高齢者の雇用・就業対策

～ミドル・シニア仕事センターとシルバー人材センターの取組～

(1) ミドル・シニア仕事センター

ア. 趣旨、目的

島根県が国の地方創生資金を活用し、概ね45歳以上の中高年の方に対し、就労相談、就職支援を行う事業である。2015年10月1日から松江市と浜田市で「ミドル・シニア仕事センター」を開設し、無料職業紹介所として就労支援を行っている。開設の経緯としては、高齢者が就職できないという電話の相談が契機となって開設されたとのことである、技術、経験を持ちつつ様々な理由で離職した人や、働きはじめたい中高年女性に寄り添って、就職サポートをしている。具体的には、専任の相談支援員が求職者の技術、経験、希望などを丁寧に聴取し、カウンセリングを通じて、求人企業を紹介している。

イ. ミドル・シニア仕事センターの体制

松江市、浜田市の「ミドル・シニア仕事センター」は、平成 28 年 7 月 7 日現在、いずれもスタッフ 3 名体制。スタッフの特徴は、商工団体での経験が長かった人など地元の中小企業などにアクセスがよい人を配置している。浜田市も松江市も 3 名のうち 1 名は女性を配置し、女性の中高年の人が相談しやすい体制としているとのことである。

なお、ミドル・シニア仕事センターの平成 28 年度予算は、約 3,500 万円とのことである。

ウ. ミドル・シニア仕事センターのサービスの流れ

ミドル・シニア仕事センターのサービスの流れは以下のとおりである。

i) 予約

県内の就職活動情報を集約し、求職者の求める就職活動に役立つ情報を案内



ii) キャリアカウンセリング

専任の相談支援員が対面でカウンセリングを行う。カウンセリングの中で志望する業界や企業に関する情報提供、これまでの経験やスキルを活かすための条件を整理。



iii) 企業紹介と面接

カウンセリングの結果から求職者の希望する企業を紹介。相談支援員が面接のための準備など、あらゆる角度から求職者の就職をサポート。

- 最新求人情報の提供
- 就職支援セミナーの開催
- 提出書類の書き方指導 など



iv) 就職・フォローアップ

就職決定後も、求職者キャリア構築に向けて、就労状況やスキルアップに関する相談に対応（半年に 1 回、1 年まで）。不採用の場合、相談支援員が原因を分析し、次の求人先を紹介。

エ. ミドル・シニア仕事センターの実績

平成 27 年 10 月の開設から 28 年 9 月末（1 年間）の実績は次のとおりである。

求職者は、原則 45 歳以上を対象としており、全体で 392 人、そのうちの 158 人が 55 歳から 64 歳であり、その層が一番多くなっている。一方、センター独自の求人（開拓）は、企業への求人開拓などにより 765 人となっている。就職実績は、100 人が就職している。

実績としては、かなりの成果を上げているとの認識で、中高年の方に対しての就職セミナーを開いて、できるだけ就職のためのスキルアップを行っていることも効果を上げている一

困と考えているとのことであった。

オ. 事業の課題

(ア) 企業側の意識改革

本事業では、企業から一定の求人はあるが、実際企業に紹介すると、中高年齢者、特に高齢者ということで採用を躊躇するという話がある。今後、島根県も労働人口が一層減っていく中で、事業主の高齢者雇用の理解を深めて欲しいというところが課題とのことであった。

(イ) ミスマッチ

産業別のミスマッチはずっと続いている。有効求人倍率は上昇しており、例えば建設、介護、あるいはサービス業などは、パートも含めて人手不足の分野が続いている。一方で事務職は求人が少なく、応募が多い状況が続いているとのことであった。

(2) シルバー人材センター

ア. 島根県シルバー人材センター連合会とは

今回、島根県シルバー人材センター連合会にヒアリングを行った。島根県シルバー人材センター連合会は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により島根県知事の指定を受けた公益法人で、県内におけるシルバー人材センター事業の効果的な運営と発展を図ることを目的としている。その組織・体制は、県内の市町村シルバー人材センターを構成員として組織され、県下全域にわたる事業活動を展開している。

以下、島根県全体のシルバー人材センター事業の事業内容、実績等について詳述する。

イ. シルバー人材センター事業の団体数、会員数

(ア) シルバー人材センターの団体数

平成 26 年 12 月現在の島根県における活動拠点数（設置市町村数）は 12 団体で、そのうち法人が 9 団体、任意団体が 3 団体となっている。平成 25、26 年度に、邑南町と吉賀町の 2 団体が連合会に加入し、設置率は 63.2%となったが、未だ全国平均の 80.7%（平成 26 年 3 月末現在）を 17.5%ポイント下回っている。

シルバー人材センター連合会は、シルバー人材センターが未設置である市町村に対して、シルバー人材センター事業の啓発を行うとともに、センター設立に向けての働きかけ及び支援を行っているとのことである。

(イ) シルバー人材センターの会員数

① 会員数の目標

島根県シルバー人材センター連合会は、3ヶ年にわたる第3次中期事業計画（平成 27 年度～29 年度）を定め、平成 29 年度には、6,000 人の会員の就業を支える運営体制の整備を

図ることとしている（図表3-2-2）。これは、全国シルバー人材センター事業協会の理事会において決定された「会員100万人達成計画」と連動した目標とのことである。

図表3-2-2 島根県シルバー人材センターの目標数値

	27年度	28年度	29年度
会 員 数 (人)	4,900	5,500	6,000
新規入会者数(人)	860	885	980
粗入会率(%)	1.65	1.85	2.02

※粗入会率の分母は、当該地域の60歳以上の人口
（資料収書）島根県シルバー人材センター連合会の提供資料より抜粋

② 会員数の現状と推移

一方、最近のシルバー人材センターの会員数の推移をみると、平成21年の4,858人をピークに平成25年には3,785人まで減少した後、平成26、27年は少し持ち直しているという状況である。

会員数の減少については、特に、平成23～25年度の3年間で、会員数は21.0%の減少（全国の減少率は7.3%）し、これに伴い、平成25年には、全国で46番目の規模まで後退した。粗入会率（センターの設置市町村に限る）も1.6%（0.4%ポイント減少）まで減少し、全国平均の1.8%（0.2%ポイント減少）を下回った状況であった。その後、平成26年度の会員数は3,799人（前年度差+14人）、27年度は3891人（前年度差+92人）と増加に転じている（図表3-2-3）。

平成27年度の入会者数は562人であり、平成27年度の目標値の860人に及ばなかったものの、各センターにおける広範なPR活動等もあって、500人台を3年連続して維持している。その中でも、団塊世代を含む65～69歳の入会者が大幅に増えている。また、未就業者等へのきめ細かな対応もあって、退会者数は減少を続けており、平成27年度は、500人を下回った（図表3-2-4）。

入会者の最近の動きとしては、全国的な傾向であるが、雇用延長の影響があり、60～64歳の入会者が減って、65～69歳の入会者が増えているとのことである。退会者の動きは、事業仕分けによる補助金の減少に伴う会費の増額（会費年1000円程度→2000～3500円）や市町村合併に伴う事務所統廃合による利便性の低下などの影響もあり、平成22～24年に退会者数が大幅に増えたと推察されるとのことであった。

図表3-2-3 団体数、会員数

	団体数	会員数(人)		
		男性	女性	合計
平成20年度	13	3,188	1,635	4,823
平成21年度	13	3,237	1,621	4,858
平成22年度	13	3,207	1,583	4,790
平成23年度	10	2,906	1,453	4,359
平成24年度	10	2,608	1,277	3,885
平成25年度	11	2,539	1,246	3,785
平成26年度	12	2,548	1,251	3,799
平成27年度	12	2,587	1,304	3,891

※平成21年度以降は派遣事業を含む(ただし、就業実人員及び就業率は受託事業のみ)。
(資料収書)島根県シルバー人材センター連合会の提供資料より抜粋

図表3-2-4 シルバー人材センターの入会者数、退会者数(年齢階層別)

入会者数

年度	60歳未満			60歳～64歳			65歳～69歳			70歳～74歳			75歳～79歳			80歳以上			合計		
	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女	
23	2	2	0	213	134	79	163	116	47	96	66	30	28	18	10	4	1	3	506	337	169
24	1	1	0	143	109	34	146	100	46	72	41	31	18	10	8	3	2	1	383	263	120
25	1	1	0	179	114	65	187	127	60	109	71	38	55	44	11	14	10	4	545	367	178
26	3	3	0	162	105	57	238	151	87	113	75	38	37	20	17	18	8	10	571	362	209
27	1	1	0	146	87	59	270	185	85	101	61	40	37	21	16	7	5	2	562	360	202

退会者数

年度	60歳未満			60歳～64歳			65歳～69歳			70歳～74歳			75歳～79歳			80歳以上			合計		
	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女	
23	2	1	1	117	74	43	240	152	88	217	150	67	148	107	41	95	64	31	819	548	271
24	1	1	0	115	72	43	232	144	88	227	146	81	172	120	52	110	78	32	857	561	296
25	3	3	0	56	36	20	167	116	51	186	127	59	160	97	63	73	57	16	645	436	209
26	0	0	0	50	34	16	148	93	55	154	94	60	112	70	42	93	62	31	557	353	204
27	3	3	0	40	27	13	151	98	53	100	69	31	89	59	30	87	65	22	470	321	149

(資料出所)島根県シルバー人材センター連合会の提供資料より抜粋

ウ. シルバー人材センターの各事業

(ア) 各事業の概要

シルバー人材センターでは、家庭・企業・公共団体等から「臨時的かつ短期的、又は軽易な業務」を引き受け、会員の希望や能力に応じて提供している。会員は、原則として60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者で、島根県内では約3,900人が豊富な知識と経験を活かして、それぞれの地域で活躍している。

シルバー人材センターでは、就業形態や業務内容に応じて、3つの事業の中から最適なサービスを提供している。

① 受託事業（請負・委任）

家庭での困りごとや、企業等での単発的な業務や基幹業務の一部を一括して引き受け、完成・完了まで責任をもって履行している。

② 労働者派遣事業（シルバー派遣事業）

企業等で、必要なときに必要な人員を派遣している。業務に関する指示も直接行うことができる。なお、派遣の事務手数料は、10～20%、平均で15%くらいとのことである。

③ 職業紹介事業

採用要件に応じた人材を、経験・条件等から絞り込んだ上で紹介している。直接雇用を前提として一定期間派遣を行う「紹介予定派遣」も利用できる。

（イ）事業実績

① 事業実績（全体）の推移

島根県のシルバー人材センター全体の実績の推移は、図表3-2-5のとおりである。

就業実人員、就業延人員、契約金額ともに、概ね会員数の動きに連動して、平成24～26年頃に最も低くなっている。平成27年度の事業実績は、就業実人員、就業延人員、契約金額ともに26年度の実績を上回っている。この理由は、労働者派遣事業の増加が大きく寄与したとのことである。

図表3-2-5 受注件数、就業実人員、就業延人員、就業率、契約金額

	受注件数	就業実人員 (人)	就業延人員 (人日)	就業率 (%)	契約金額 (円)
平成20年度	42,266	4,148	364,662	86.0	1,701,666,196
平成21年度	42,186	4,217	351,640	86.8	1,648,690,022
平成22年度	42,838	4,159	358,646	86.8	1,648,584,760
平成23年度	43,071	3,852	346,262	88.4	1,615,737,152
平成24年度	40,932	3,493	307,836	89.9	1,453,662,378
平成25年度	41,710	3,398	306,653	89.8	1,466,237,446
平成26年度	41,102	3,324	304,181	87.5	1,486,512,069
平成27年度	40,998	3,399	309,267	87.4	1,503,527,456

※平成21年度以降は派遣事業を含む(ただし、就業実人員及び就業率は受託事業のみ)。

(資料出所) 島根県シルバー人材センター連合会の提供資料より抜粋

② 平成27年度の各事業の実績

(受託事業（請負・委任）)

島根県のシルバー人材センターの平成27年度の受託事業の実績は、図表3-2-6のとおりである。これによると、運輸・清掃・包装等の職業が53.7%と最も多く、サービスの職業17.9%。農林漁業の職業14.4%、生産工程の職業8.7%と続いている。

図表3-2-6 職種別就業延人員(受託業務)(平成27年度)

合計	専門的・技術的職業	事務的職業	販売の職業	サービスの職業	農林漁業の職業	生産工程の職業	輸送・機械 運転の職業	建設・採掘 の職業	(単位:延日)
									運搬・清掃・包装等の職業
294,566	452	9,458	824	52,754	42,362	25,513	1,135	3,965	158,103
100.0%	0.2%	3.2%	0.3%	17.9%	14.4%	8.7%	0.4%	1.3%	53.7%

(資料出所) 島根県シルバー人材センター連合会の提供資料より抜粋

(労働者派遣事業(シルバー派遣事業))

島根県のシルバー人材センターの平成27年度の労働者派遣事業(シルバー派遣事業)の実績は、図表3-2-7のとおりである。これによると、対前年度比で、派遣労働登録会員数147.4%、就業実人員257.3%、就業延人員202.4%、契約金額193.5%と大幅に増加している。増加の理由は、労働者派遣事業における新規契約の開拓・確保に努めた結果とのことである。

図表3-2-7 派遣労働登録会員数(平成27年度)

	派遣労働登録会員数(人)		就業実人員 (人)	就業延人員 (延日)	契約金額 (千円)	
	女性	男性				
実績値	631	374	257	319	14,701	53,353
対前年増減	203	133	70	195	7,439	25,778
対前年比(%)	147.4%	155.2%	137.4%	257.3%	202.4%	193.5%

(資料出所) 島根県シルバー人材センター連合会の提供資料より抜粋

(職業紹介事業)

職業紹介事業の平成27年度の実績はゼロとのことである。理由としては、シルバー自体で職業紹介はできるが、①対象が60歳以上で、週20時間以内なので、実際なかなか事業所からニーズとして出てこないこと、②仮に、ニーズが出てきても派遣の方で取り扱うという提案をしていることから、実際には有料職業紹介の実績は出てこないとのことであった。仮に、シルバーの会員で、受託業務だと料金が少ないのでもう少し働きたいというニーズがあれば、ハローワークにお願いしているとのことである。

エ. 買い物不便者対策の実験(津和野町)～シルバー人材センターの活用～

(ア) 社会実験開始の趣旨、目的

NPO法人 urban design partners balloon(以下「balloon」という。)は、平成26、27年度の2年間、高齢化率が40%を超える津和野町において、買い物不便者問題の調査及び対応策の検討を行った。その中で、シルバー人材センターの活用という観点からの調査結果報告が含まれていると、島根県シルバー人材センター連合会から紹介があったので掲載する。

本格的な人口減少・高齢化社会を迎え、中山間地域では過疎化・高齢化が深刻になっており、商店の閉店、バス路線の廃線等で身近な買い物の場が失われる「買い物不便」の問題は全国的にも大きな問題となっている。

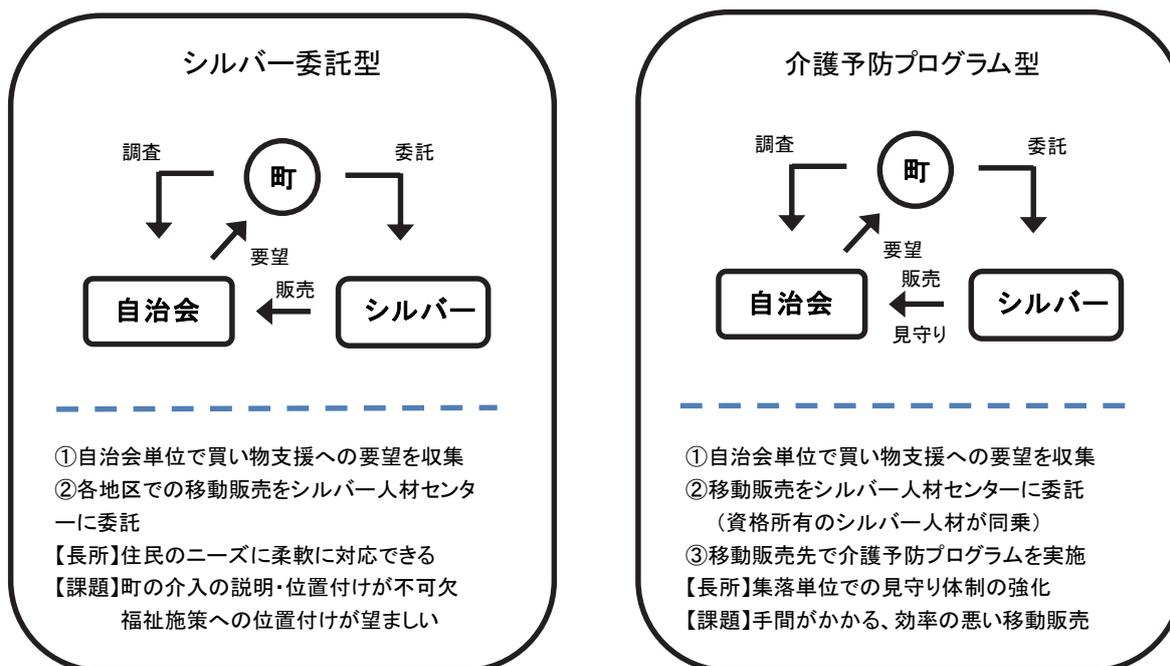
balloon は、「買い物不便」の問題に対し、移動販売による社会実験を行った。移動販売は、買い物の場を提供するだけでなく、集落内に住民の交流の場を提供する。加えて、定期的に利用者と顔を合わせることから、高齢者の見守り機能も果たすことができる。一方で、中山間地域での移動販売には課題も多く、行政としてどういったサポート、仕組みの構築が可能かを検討したものである。

(イ) 社会実験における提言

津和野町での社会実験では、特に空白地域（移動販売業者が採算的に立ち寄ることのない地域）に対して、シルバー人材センターと連携した移動販売を実施した。津和野町での社会実験では、シルバー人材の人件費まで全て、売上から捻出することは不可能であった。一方で、健康相談や栄養指導、見守りデータの収集等、福祉サービスの担い手としても機能すれば、福祉サービスとして人件費を充てていくことが可能としている（図表3-2-8）。

最後に、買物不便者解消へのアクションの一つとして、行政運営タイプの中で、「福祉事業として予算化し、シルバー人材等を活用して、買い物支援と高齢者の見守り・健康促進を積極的に仕掛けていきます。行政と住民が連携し、小規模かつきめ細かい見守り体制の構築を進めていきます。」として、シルバー人材センターの活用の可能性を提言している。

図表3-2-8 買い物支援の方法



(資料出所)「買い物不便者対策 idea-book」(NPO法人 urban design partners balloon)

(3) 高年齢者雇用安定法の改正の対応状況

(島根県雇用政策課、島根県シルバー人材センター連合会)

ア. 就業に関する連携

平成 28 年 3 月に高年齢者雇用安定法が改正され、地方公共団体、シルバー人材センター、事業主団体などの高年齢者の就業等に係る地域の関係者は、協議会を組織することができ、当該協議会の協議を経て、地方公共団体が策定し、厚生労働大臣の同意が得られた計画に定める高年齢者の雇用に資する事業については、雇用保険 2 事業として実施するとされたところである。

これに関して、島根県では、これまでも労働局が中心となって会議を実施してきており、それに、島根県、シルバー人材センター連合会、ミドル・シニア仕事センターも加わって、連携を今後も継続していく予定である。特に、島根県主導では考えていないとのことであった。

イ. シルバー人材センターの業務拡大に係る意向調査

平成 28 年 3 月に高年齢者雇用安定法が改正され、シルバー人材センターにおける業務について、従来、「臨時的・短期的（概ね月 10 日程度まで）」又は「軽易な作業（概ね週 20 時間を超えないこと）」に限定されていたが、派遣・職業紹介に限り、週 40 時間までの就業が可能となったところである。その手続きとしては、都道府県知事が、あらかじめ地域の関係者の意見を聴取するとともに、厚生労働大臣に協議した上で、対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより可能となっている。

現在は、島根県シルバー人材センター連合会において、各市町村のシルバー人材センターに対し、その意向聴取を実施している状況であるが、以下の状況とのことであった。

まず、シルバー人材センターの業務拡大を活用したいかとの問いに、島根県内の 9 シルバー人材センターのうち、「必ず活用したい」3センター、「活用を検討したい」3センター、「活用しない」1センター、「未定」2センターとなっている。

さらに、「必ず活用したい」「活用を検討したい」と回答したセンター（6センター）に具体的内容を尋ねたところ、その概要は図表 3-2-9 のとおりであった。

現段階では、意向聴取の段階であり、正式なものではないが、島根県内の各所で人手不足が顕在化しており、シルバー人材センターに期待していることが分かる結果となっている。

図表3-2-9 高齢法改正に伴うシルバー人材センターの派遣業務の業務拡大の意向(島根県)

(「必ず活用したい」3センター、「活用を検討したい」3センターの計6センターを対象)

センター数	業種	職種	緩和の範囲	理由
3センター	農業、林業	・農業の野菜の収穫から出荷 ・農業における果樹の剪定 ・野菜・果物の収穫・選果パック詰め	週35～40時間	・人手不足への対応
3センター	製造業	・農業における収穫物加工 ・水産加工業における製品製造 ・製造業の製造過程における簡易な作業	週30～40時間	・人手不足への対応
2センター	卸売業、小売業 (スーパー等を含む)	・スーパーにおける販売、屋内清掃、調理補助、品出し、後方支援等 ・製材補助業務(派遣事業)	週30～43時間	・人手不足への対応
2センター	医療・福祉(介護含む)	・介護ヘルパー補助業務(派遣事業) ・介護事業所における家事支援	週30時間	・人手不足への対応 ・新介護保険制度への対応
2センター	運輸業、郵便業	・買物不便対策事業、食糧費の配達 ・空家対策の粗大ごみの処理場への搬入	週30時間	・人手不足への対応
1センター	教育、学習支援業	・保育所における保育士補助	週35時間	・人手不足への対応
1センター	宿泊業、飲食サービス業	・宿泊業、飲食サービス業の部屋清掃、調理補助、配膳、片付け等	週30時間	・人手不足への対応
1センター	サービス業(他に分類されないもの)	・葬祭業補助等	週30時間	・人手不足への対応
1センター	建設業	・資材片付け、工事車付着土洗車作業	週35時間	・人手不足への対応

(資料出所)島根県シルバー人材センター連合会の提供資料より抜粋

(4) 国等への要望(島根県雇用政策課、島根県シルバー人材センター連合会)

ア. 財政支援

島根県は高齢化率が高い県で、財政状況も厳しいものがある。他の県でも同様と思うが、島根県では地方創生で戦略的に取り組むべき事業の経費を捻出するために、部局経費はシーリングをかけて削られている。シルバー人材センターの予算も毎年シーリングの対象となっており、県の負担額が減ると、国の負担額も同額なので削られることになる。国も高齢者の活躍を標榜するのであれば、地方の取組みを支援するという形から、一歩進んだ形で支援して欲しいとのことであった。

イ. シルバー人材センター関係の組織の効率化

シルバー人材センターについては、県に連合会があつて、市町村単位にシルバー人材センターがあり、それぞれ別法人でやっているが、島根県で言うとその多くが小所帯で、組織的には効率が良くない点がみられる。例えば、意思疎通・決定が遅い、それぞれに管理職、間接部門を抱え、経費も余計にかかるなど。

島根県のように、会員4,000人のところでは、これから運営に必要な経費を維持することが難しい中でより多くの高齢者の活躍を支えるのであれば、幾つも法人を構えるよりも、例

えば県単位でまとまることができれば、もっと効果的に事業を展開できるのではないかと思うとのことであった。あるいは、連合会についても、職員数名の団体にもかかわらず間接的な業務をひととおり行わなければならないので、例えば東京、埼玉、栃木のように高齢者福祉関係や、定住対策の財団法人の中の1部門にするとか、福祉や就業支援を行う他部門との連携を深める点においても、思い切った組織再編も一考であると思うとのことであった。

3 生涯現役証交付事業（島根県 高齢者福祉課）

（1）趣旨、目的

全国に先駆けて高齢化が進んでいる島根県では、「健康長寿日本一」を目指して健康で明るく生きがいを持って生活できる社会づくり、県民との協働による生涯現役社会づくりの取組みを進めている。この取組みの一環として、平成19年から75歳を過ぎても元気な高齢者に、知事から「生涯現役証」を贈っている。具体的な効果としては、外出頻度を増やし、健康寿命を延ばすことを狙っている。

（2）対象者

対象者は、①県内在住の満75歳以上の人、②現在も、農林水産業や商工業などを行っている人、ボランティア活動や地域活動、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動などを行っている人、を対象としている。

（3）協賛店

この「生涯現役証」を持つと協賛店からの特典がある。協賛店は平成28年2月22日現在、県内に82協賛店（温泉・宿泊41店舗、それ以外41店舗）があり、それらの協賛店から特典がある（図表3-2-10）。例えば、浜田市の「かくれの里ゆかり」では、温泉入浴料が700円から500円に割引き、浜田市の立石正美術館では、本人及び同伴者の観覧料を通常料金から団体割引料金にするという特典がある。

温泉が人気であり、協賛先は県庁が開拓しているとのことである。

（4）生涯現役証交付者数

生涯現役証交付者数は、平成28年2月24日現在2,216人である。男女別交付者数は、男性1,098名（約50%）、女性1,118名（約50%）となっている。

市町村別の交付者数は図表3-2-11のとおりである。協賛店の配置が市町村で偏りがあり、それに伴って市町村別の交付者数にも偏りがあるとのことで、まずは協賛店を増やしていくことが課題とのことであった。

図表3-2-11 生涯現役証(市町村別交付者数)

市町村名	交付者数
松江市	311人
浜田市	190人
出雲市	454人
益田市	102人
大田市	29人
安来市	96人
江津市	33人
雲南市	62人
奥出雲町	428人
飯南町	311人
川本町	8人
美郷町	12人
邑南町	63人
津和野町	34人
吉賀町	8人
海士町	14人
西ノ島町	13人
知夫村	30人
隠岐の島町	18人
合計	2,216人

(注)人数については平成28年2月24日受付分までの累計である。
(資料出所)島根県ホームページ「生涯現役証交付事業」より抜粋

(5) その他

生涯現役証交付事業の年間の経費は印刷、送料のみで25万円程度と非常に少ない経費で実施しているとのことである。

また、全国での類似の事業の実施状況については、数年前に調べたところ4、5県のみとのことであった。

第3節 島根県社会福祉協議会の高齢者の地域活動支援

～新たな支え合いファンド事業、シマネスクくにびき学園～

1 島根県社会福祉協議会とは

(1) 島根県社会福祉協議会とは

島根県社会福祉協議会（以下「島根県社協」という。）は、昭和26年に島根県内の福祉関係者によって創設された、社会福祉法第110条に基づく団体であり、その法人経営においては、地域住民や地域の社会福祉関係者の参加と協力を得て組織され、活動することを大きな特徴とし、民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という二つの側面を併せ持った民間非営利組織となっている。

島根県社協の具体的な活動としては、住民参加による福祉コミュニティづくりやボランティア活動の振興、高齢者・障がい者・児童・低所得者に対する福祉の向上のための事業・活動をはじめ、保健福祉分野への求職者への就職斡旋や同分野に従事する人への研修事業など

に取り組んでいる。

（２）島根県社会福祉協議会第３期中期計画（計画期間：H27～H29）

島根県社協では、その使命・経営理念を達成するため 10 年後の本会の目標を描いた将来の目指すべき姿（長期ビジョン）を示し、その実現に向け特に重点的に取り組む事業を明らかにすることを目的に「島根県社会福祉協議会第３期中期計画（計画期間：H27～H29）」を策定している。同計画においては、以下の６つを重点項目にあげており、このうち「ファンドを活用した新たな支え合いの推進」については、下記２の「新たな支え合いファンド」のことである。

- 地域が一体となった子育て・子育て支援の推進
- 社会福祉法人を核とした「ふくしで地域創生」の推進
- ファンドを活用した新たな支え合いの推進
- 「ふくしの学び合い」の推進
- ふくしが支える地域安心生活保障の推進
- 福祉人材の確保・定着支援の推進

２ ファンドを活用した新たな支え合いの推進

（１）現行の「しまねいきいきファンド」（平成 28 年度）

ア．現行の「しまねいきいきファンド」の種類

現行の「しまねいきいきファンド」は、しまね長寿社会振興基金を財源とする、中高年齢者グループによる地域づくりに寄与する事業・活動の立ち上げ又は拡充を支援する助成事業で、以下の２つの事業区分からなる。

（ア）夢ファクトリー支援事業

中高年齢者が培ってきた知識、経験、技術等を活かして、生産、加工又はサービス提供を行うことにより、健康・生きがいがづくり又は地域づくりに寄与することのできる事業に支援するもの。

（イ）地域活動支援事業

中高年齢者が独自で又は地域住民と協働して、地域での社会参加活動やボランティア活動等を行うことにより、健康・生きがいがづくり又は地域づくりに寄与することのできる活動に支援するもの。

イ．助成内容

（ア）助成限度額（助成対象経費の５分の１以上の自己資金が必要）

- ・夢ファクトリー支援事業：200 万円
- ・地域活動支援事業：100 万円

(イ) 助成対象団体（以下のいずれかに該当する団体）

- ・夢ファクトリー支援事業：中高年齢者（概ね 50 歳以上の者）で構成された 10 名以上のグループ
- ・地域活動支援事業：代表者や会計担当者等の主要構成員が中高年齢者であり、概ね半数以上が中高年齢者で構成された 10 名以上のグループ

(ウ) 申請手続き

市町村社会福祉協議会を窓口とし、島根県社協に申請。審査の上、決定する。

ウ. 実績

しまねいきいきファンド助成事業の実績の推移は図表 3-3-1 のとおりである。このうち、「夢ファクトリー支援事業」については、近年、採択率、実績額ともに低下傾向で推移している（採択率：平成 25 年度 89%→26 年度 90%→27 年度 67%→28 年度 73%、実績額：平成 25 年度 92%→26 年度 64%→27 年度 50%→28 年度 57%）。

また、平成 27 年度の「夢ファクトリー支援事業」及び「地域活動支援事業」の採択事業の概要は図表 3-3-2 及び 3-3-3 のとおりである。

図表 3-3-1 しまねいきいきファンド助成事業の実績

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
夢ファクトリー支援事業	グループ	8	17	15	18	11	11	19	11	8	9	4	8
	千円	15,665	26,674	26,537	31,226	20,708	14,072	29,625	17,731	12,102	11,655	4,258	9,296
地域活動支援事業	グループ	5	14	16	17	19	13	9	8	15	6	10	1
	千円	4,002	9,483	11,430	12,678	10,374	7,920	3,731	4,320	7,913	2,361	4,395	40

(資料出所) 島根県ホームページ「しまねいきいきファンド助成事業」

図表 3-3-2 平成 27 年度「夢ファクトリー支援事業」採択事業

番号	市町村	グループ名	事業内容	助成金交付額 (単位: 千円)
1	浜田市	三階町陸会 (みはしファクトリーたけのこの里)	食品等の加工・販売における高齢者の生きがいづくりと地域活性化事業	596
2	浜田市	やさか加工グループ	食品等の生産・加工・販売事業	1,300
3	太田市	大代ゆずっこらぶ	原材料を太田市産の柚子 ゆず胡椒製造・販売事業及び新製品の開発	1,965
4	安来市	宇賀荘花木の会	椿の育成・加工・販売事業	397
計	3市町	4グループ		4,258

(資料出所) 島根県ホームページ「しまねいきいきファンド助成事業」より抜粋

図表3-3-3 平成27年度「地域活動支援事業」採択事業

番号	市町村	グループ名	事業内容	助成金交付額 (単位:千円)
1	浜田市	浜田を明るく照らし隊	安全・安心まちづくり ～地域住民異世代交流事業～	700
2	出雲市	いずも陶芸グループ	陶芸作品制作を通じた地域活性化・世代間交流	800
3	出雲市	秋桜クラブ	秋桜クラブサロン	334
4	出雲市	須佐語り部の会	ガイドブックを作り、地域の歴史や育みを伝える活動	705
5	出雲市	島根県スポーツ吹き矢協会出雲いちじく支部	スポーツ吹き矢で健康づくりと介護予防活動	283
6	太田市	亀淵だんらんの会	銀山川の支流戸蔵川にある亀淵周辺環境整備事業	190
7	太田市	三瓶伝統文化保存会	伝統芸能伝承活動及び世代間交流活動	300
8	江津市	サロンむつみ	つづまーじゃん教室	240
9	美郷町	都賀西神楽保存会	こども神楽 備品整備事業	600
10	津和野町	小杉クラブ	グラウンドゴルフを通して、中高年齢者の健康づくり・引きこもり防止・地域の環境美化活動	243
計	6市町	10グループ		4,395

(資料出所) 島根県ホームページ「しまねいきいきファンド助成事業」より抜粋

エ. しまねいきいきファンド事業の評価

しまねいきいきファンド事業は、平成17年度から行ってきたが、平成28年度事業分を以て終了としている。

しまねいきいきファンド事業は、しまね長寿社会振興財団時代に創設され、「長寿社会の実現」に向けて「先駆的に」実施されてきた。本事業により、高齢者の経験・技術・知恵等を活かした活動が展開され、多くのグループが育つとともに、活動者の「健康いきがづくり」に寄与してきた。また、伝承活動の継続、新たな地域活動の展開、また、グループの生産物が地域特産品に認められる等の実績もあるなど、一定の成果があったと評価している。

近年、住民グループの自主的活動(生産・加工・販売、サービス等)に対する他の助成や、グループ設立・運営に関する専門的な相談窓口が充実してきたこと、また、自立運営可能なグループが増えてきたこと等から、島根県社協として、これらの活動を支援する「夢ファクトリー事業」については、一定の役割は終えたものと判断しているとのことである。

(2) 新たな支え合いファンド助成金の創設について

ア. 新たな助成制度を創設する理由

(ア) 住民参加による地域課題の解決

高齢者をとりまく社会状況の変化を鑑み、島根県社協として、地域住民の参加により展開

すべき活動の充実には引き続き重点的に、計画性・継続性をもって取り組む必要がある。

このため、「しまねいきいきファンド」事業は平成 28 年度で終了し、新たに「地域の生活・福祉課題を地域住民の参画により解決していく活動を支援する助成制度」である「新たな支え合いファンド」を創設することとしたとのことである。

(イ) 介護保険制度改正（新たな総合事業への移行）への対応

「新たな支え合いファンド」を創設することとした背景には、平成 27 年の介護保険法の改正による「新しい総合事業」への移行を見据えたこともある。

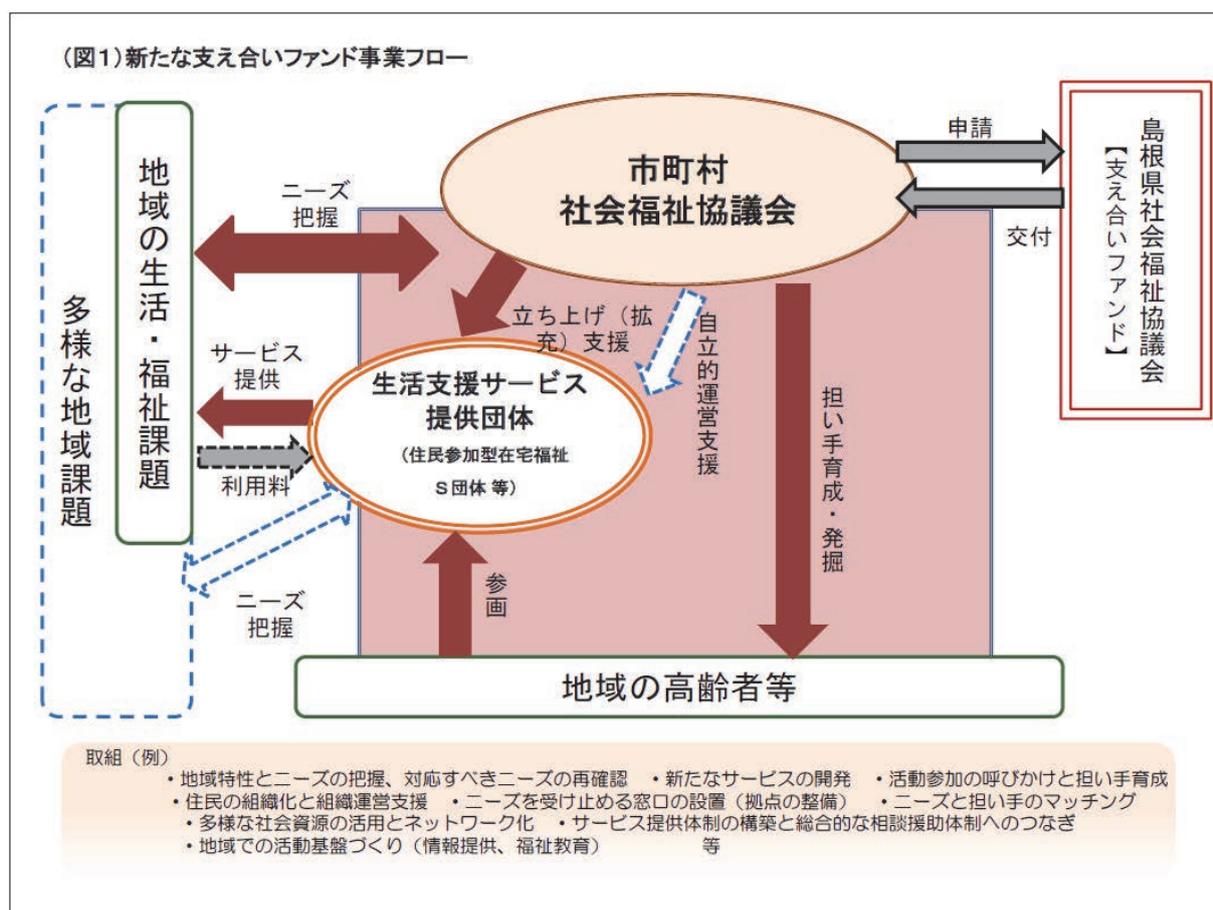
要支援 1・2 の人への給付サービスの一部が、平成 29 年度までに「新しい総合事業」へ移行するため、保険者である市町村は地域の特性に応じ、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援するサービスを充実させる必要がある。そのサービスの開発において、高齢者は支え手側に回ることも期待されているため、高齢者が活動の中心となり地域生活を支えるサービスを実践していくことを支援する「新たな支え合いファンド」を活用したサービス提供団体設立の取組が、そのよび水となって欲しいとのことであった。

イ. 新たな支え合いファンドの概要 ～市町村社会福祉協議会が主体～

これまでの事業は、窓口が市町村社会福祉協議会社協（以下「市町村社協」という。）となっていたものの、グループから相談を受けて申請を取り次ぐ形であり、申請に関する活動に市町村社協が主体的にかかわることはなかった。

「新たな支え合いファンド」は、その目的が、住民参加による支え合いの地域づくりを進める市町村社協の使命と合致するので、市町村社協が実施主体となっている。具体的には、地域のニーズ調査、住民への意識啓発、地域の中にある社会資源の活用、活動者の組織化、活動者や後継者をつくるための担い手の育成などの場面において、市町村社協の機能と専門性を生かして、高齢者の活躍の場、生活支援ニーズに対応できるサービスの開発・提供を進めていくとのことである。また「有償性のサービス」を実施するものとしていることも大きな特徴である（図表 3-2-4）。

図表3-2-4 新たな支え合いファンドの事業フロー



(資料出所) 島根県社会福祉協議会提供資料より抜粋

ウ. サービス団体の基準(助成対象団体)

対象となるサービス団体は、以下の7項目全てを満たすこととなっている。

- ① 営利を目的としないこと
- ② サービスの担い手・受け手が共に地域住民であり、互いに対等な立場の「会員」として団体を構成する等、住民相互の「たすけあい」を基調とすること。
- ③ サービスの担い手に、65歳以上の住民が概ね3割以上含まれていること
- ④ 高齢者、障害者、子ども等の援助が必要な会員に対し、その地域での生活を支援するためのサービス(家事援助、買い物代行、ミニデイ、給食・配食、送迎等)並びにその他の在宅福祉サービスを提供すること。
- ⑤ サービスの受け手は、受けたサービスの対価として、実施する団体へ利用料を支払うこと。(一部、無料のサービスが存在しても可。)
- ⑥ サービスの担い手は、サービスを提供したことに対して、実施する団体から報酬を受け取ること。(金銭のやり取りの代わりに時間又は点数の預託(貯蓄)制度の導入でも可。)
- ⑦ 過去に本助成金による活動を実施していないこと。

エ. 新たな支え合いファンド活用後の事業の展望など

本事業においては、団体の立ち上げ、活動の定着までは、社協主導で進めていくが、それ以降は地域住民の主体的な活動となるよう、団体の育ちを支援していくとのことである。

島根県社協による継続的な（資金・運営）支援に留まらず、他財源（助成金）の活用や、介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援サービスへの位置づけ（補助金の獲得）等を目指してもらいたいとのことである。

担い手についても、地域の様々な人材（障がい者や若者等）の参加を促すことで、「社会的就労」をすすめる取組となることも期待できるとしている。

3 シマネスクくにびき学園

（1）趣旨、目的

「島根県高齢者大学校 シマネスクくにびき学園」（以下「くにびき学園」という。）は、島根県からの補助を受け、島根県社会福祉協議会が運営する事業である。

老人大学校事業は、従前は国の補助事業であったが、一般財源化されたことに伴い、各都道府県の裁量による事業となっている。そのため、くにびき学園のように、修学期間2年間の学校形式で実施している都道府県は多くない。くにびき学園は平成元年、しまね長寿社会振興財団により設置され、平成17年度に財団が解散したことに伴い、県社会福祉協議会に移管されたものであるが、設立に当たっては、兵庫県いなみの学園、滋賀県レイカディア大学等を参考にしているとのことである。

くにびき学園の設置目的は、「豊富な経験を持つ高齢者が、さらに幅広い知識や新たな仲間を得ることにより、生涯にわたって生きがいのある生活を営むとともに、地域活動の担い手として地域社会の発展に一層寄与することができるよう、その資質を向上させることを目的に、継続的、系統的な学習の場を提供する」こととしており、「地域の中で人とのつながりを持ちたい」「自分の経験や技術、趣味、特技を活かしたい」「退職後のライフワークを見つけてみたい」などの思いを持ち入学するシニアに対し、2年間の修学期間中に、地域活動について自主的、自発的に考え、卒業後の地域活動参加が実現できるよう学習プログラムを組んでいる。卒業生は、在学中に学んだことを活かすとともに、在学中に得た仲間とともに活発に地域活動に関わっているとのことであった。

（2）くにびき学園の概要

ア. 校舎

くにびき学園東部校（松江市）（平成元年～）

くにびき学園西部校（浜田市）（平成2年～）

イ. 修学期間

修学期間は2年間（学年度は4月から翌年3月まで）

登校は週1回、年間40日程度（夏季、年末年始、3月下旬は休校）

ウ. 定員（1学年）

東部校100名、西部校80名

専門講座（社会文化科、園芸科、陶芸科、健康福祉科）は、東部校各25名、西部校各20名

エ. 入学資格

島根県内に在住する満60歳以上の方で、卒業後の地域活動に意欲的な方

学習及び交流の諸活動に積極的に参加できる方

本学園を過去に卒業していない方

オ. 授業料等

（ア）入学金 10,000円、授業料 18,000円（1年間）

（イ）講義資料費、実習材料費等

（ウ）傷害保険料 年間1,500円程度

（エ）その他、1・2年生交流会経費、研修旅行費、学生自治会費

（3）学習内容等について

ア. 学習内容

学習内容は、総合講座（年間20日）と専門講座（年間20日）で構成される。

（ア）総合講座（全員受講、年間20日）

総合講座では、幅広い分野の学習と仲間づくりを通して、地域活動への参加意欲を高めることを目標とする。

学習内容は、領域1「卒業後の生活を豊かにするための、知識・仲間を得ることを目的とした学習（「①仲間づくり」、「②知識・技術の修得）」領域2「地域活動に関する関心を高め、主体的に地域に貢献することを目的とした学習」としている。

領域1「①仲間づくり」では、1・2年生交流会、スポーツ大会、学園祭等の行事運営を通じて、学科、学年を超えた仲間づくりを図る。領域1「②知識・技術の修得」では、高齢期の健康や住まいの工夫、相続、消費者被害など身近な暮らしの話題から、人種、多文化共生など社会的な課題まで幅広く学ぶとともに、自分たちの住む地域の歴史や文化についても理解を深める。

領域2では、まちづくり、災害時の助け合い、環境問題、子育て支援などさまざまなテーマについて、活動団体からの事例発表や班別学習を通し、地域活動の考え方やノウハウをわかりやすく学ぶ。

（イ）専門講座（年間20日）

専門講座は、専門知識や技術を習得するとともに、それらを地域活動に活かす方法を体験学習を通して学ぶことを目標とし、入学時に以下の1つの学科を選択することとしている。

①社会文化科・・・出雲・石見地方の歴史や文化、民族、芸術、宗教史などについて幅広

く学び、史跡や博物館見学なども行う。

- ②園芸科・・・草花や野菜の栽培、果樹や庭木の手入れなどの知識や技術を、実習を交えて習得し、庭園見学なども行う。
- ③陶芸科・・・陶芸についての基礎的な知識や技術を、さまざまな陶器の制作を通して学び、窯元見学や野点（のだて）なども行う。
- ④健康福祉科・・・福祉や健康についての基礎的な知識や、レクリエーション、介護の基礎技術などを学び、福祉施設での体験学習なども行う。

イ. 一日のスケジュール

登校日は週1回、年間40日程度で、登校日の流れは以下のとおり。

- 9時半：朝礼
- 10時～12時：授業
- 12時～13時：昼食休憩
- 13時～15時：授業
- 15時～16時半：学友会、クラブ活動等

ウ. 各種活動

学生は、上記以外にも、「学友会活動（学生主体の自治活動）」、「学級活動」、「同好会、クラブ活動（任意）」、「地域活動」など様々な活動に取り組んでいる。

（4）応募状況

各校の定員に対して応募者が近年減少しており、入学者は定員の7割を下回る状況である。

その理由としては、①カルチャースクールや趣味の講座等、シニアが参加できる場所の選択肢が増えていること、②退職後のシニアの所得格差が広がっていること等が考えられる。左記②については、費用がかかる場所ではなく少しでもお金を得ることができる活動に参加したい人、入学金や授業料の必要な「くにびき学園」ではなく低額または無料で参加できる公民館等の講座へ参加することを選ぶ人、「くにびき学園」における自主活動（クラブ活動や研修旅行）に係る経費を負担と感じて入学を敬遠する人等がいることを見聞しているとのことである。また、一旦入学しても、その後再就職が決まったため退学をするという人も何人かできてしまうとのことである。

一方、「くにびき学園」の対象となるシニアの数は増えてきているため、事業の趣旨を理解していただいた上で入学者が確保できるよう、公民館、民間企業・行政職員等の退職者説明会等に積極的に周知活動を行うとともに、入学希望者の思いと「くにびき学園」との齟齬が生じないように「オープンキャンパス」と事前の説明会・講座見学会を実施しているとのことである。

(5) くにびき学園同窓ネットワーク

くにびき学園の卒業生数（平成 28 年 3 月時点）は、3,806 名（東部校：2,274 名、西部校：1,532 名）となっている。

「くにびき学園同窓ネットワーク」は、くにびき学園卒業生の情報交換や地域活動を支援する場として、平成 25 年 10 月に開所された。豊富な経験と学園で学んだ知識や技術を活かし、ともに学んだ仲間とともに、いきいきと地域に根ざした活動をしている卒業生等のサークルが加入している。趣旨に賛同し同窓ネットに加入したサークルは平成 28 年 3 月現在 32 となり、多様な分野で活躍している（図表 3-2-5）。

また、平成 28 年 5 月、西部校でも同様のネットワークが設立され、平成 28 年 11 月現在 18 サークルが加入している。

これらのネットワークは、くにびき学園卒業生が地域において活動を行う際の推進力になっているとのことである。

4 事業の課題など（島根県社協）

(1) 高齢者グループの活動継続

「いきいきファンド」による高齢者グループへの活動支援の中から見えてきた課題には、まず、①「後継者の確保」がある。活動を共に始めた仲間が一様に高齢化していくため、体力・気力の面で設立時と同様の活動を続けていくことが次第に困難になってくる。また、②活動資金や運転資金の確保、③地域のニーズや状況変化にあわせた活動への転換とそのノウハウ等についての課題が見られたとのことである。

「新たな支えあいファンド」では、活動立ち上げ時から市町村社協が関わることで、こうした人的・資金的な面からも持続可能な活動の基礎づくりに取り組んでいけるものと期待しているとのことであった。

(2) 高齢者の事務能力

島根県社協では、「いきいきファンド」、「くにびき学園同窓会ネットワークへの支援」、「県老人クラブ連合会」等、高齢者の地域活動に係る様々な事業を実施している。その中で共通して見えてきた課題として「高齢者の事務能力」がある。雇用継続の期間が長くなったため、退職後、地域活動を行っている方は若くて 70 歳代、老人クラブにおいては会員の平均年齢が 80 歳を超えている。地域住民やボランティア団体が活用できる様々な民間助成制度等があるが、多くは書面による審査である。しかしながら、OA 機器の操作に不慣れな上、募集要項等の書類の読み込み、書面でのアピール等が不得手なため書類作成自体が負担になり、こうした助成金等の活用がうまく進まないという。老人クラブにおいては、事務を担っていた人がリタイアすると、引き受け手がみつからないため、組織そのものを解散してしまう例も増えてきている。

図表3-2-5 くにびき学園同窓ネットワーク

グループ名	会員数	活動内容
紙芝居グループ「だんだん」	8	介護施設や地域和やか集会、保育園などを訪問して紙芝居を披露。
スケッチクラブ「パレット峻」	18	水彩ならではの魅力を追求しつつ、近場で気軽なスケッチを楽しむ。
風土記の丘(詩吟クラブ)	13	詩吟団体(清吟堂吟友会)に加入、各大会に参加。吟詠力をつけ施設訪問、神社清掃作業奉仕等のボランティア活動を実施。
くにびきエコクラブ	45	エコ実践講座の開催、「もったいない運動」の街宣PR、市民や子供達を対象とした環境創作劇を年間6～8回程度上演。
くにびきカラオケ訪問隊	6	老人ホーム、デイサービス施設などを訪問してカラオケボランティア活動を実施。
陶芸の会	120	作品展を開催、またお年寄りの方や保育所園児・小中学生を対象とする陶芸教室を開催。
リバウンドボールクラブ	25	3名が1チームになり手の平側で25cmのボールを打ち合う。運動が苦手な方でもトライを。
くにびき健福21	21	近郊の観光スポットや文化施設等を散策したり訪問。施設を訪問してボランティア活動も実施。
21期くにびきひまわり会	15	郷土料理の食事会、ソバ打ち体験社寺めぐり、小スポーツ、映画・演芸・美術鑑賞、人命緊急蘇生法の習得講習等多岐にわたり楽しむ。
くにびき学園川柳クラブ	16	課題と自由課題について作った作品を講師や会員が批評しあい優秀句を選出。時には景勝地などを散策して川柳を詠み食事などを楽しむ吟行に出る。
くにびき料理クラブ21	25	健康でおいしい食生活の向上を図り、自分と家族そして周囲の人々の健康増進に役立つことを目的として皆で料理を作り食べる。
くにびき学園楽川クラブ	16	川柳の会。会員が提起した2課題3句と自由課題3句を講師が講評。バスでの小旅行に出かけ吟行を楽しむ。
くにびき学園社交ダンスクラブOB部会A班	13	一部の会員は各地域のダンスパーティに参加。他班との交流会を開催し会員相互の親睦と交流を深める。
ハンドベルの会	12	福祉施設などから依頼があれば訪問して演奏。クリスマス時期は依頼が多い。時期に合う曲を演奏できるようレパートリーを増やしている。
くにびき21山歩きの会「山遊会」	21	山陰の里山を中心に月1～2回山歩きを楽しむ。年に一度1～2泊の遠征山行も実施。
くにびき社文21期会	27	・地域特産品創出の研究 ・風土記の研究と紹介 ・紙芝居を通して民話・神話を紹介 などを中心に活動。その他講習会、リクリエーション、旅行など。
演芸21	22	地域貢献活動として会員が育てたゴーヤ苗をエコクラブと共催で平成25年から配布。その他研修会、見学会、講演会、懇親会、旅行等。
くにびき学園グラウンドゴルフ20期会	42	「明るく、元気に、楽しく」をモットーに毎月3回の例会と月例会を開催。各地域で開催される大会に参加。
くにびきマジッククラブ	9	幼稚園、小学校、公民館、高齢者福祉施設及び各地のイベントでチームマジックを披露。
23社分OB会	31	地域貢献活動としてJR松江駅～国道9号線間両側歩道500mの除草、ゴミ拾い、交通標識の清掃に取り組んでいる。
くにびき・はつらつ会	7	丹田呼吸と共に「命の貯蓄体操」を行う。毎月1回老人ホームを訪問し、シーツ交換、繕い物等ボランティア活動を行う。
くにびきOB・大正琴くらぶ	6	年4～5回合同で松江市～米子方面まで演奏親睦に出かける。
華の23期演芸科(20会)	19	年2回の通信発行、観光・見学、食事会等の例会を年4回開催し親睦を図る。
美術研究会「くにびき・彩陽会」	23	自主選択による絵画(油彩・水彩・水墨・日本画・版画等)、希望により工芸(陶芸・金工・彫刻)等も実施。作品展示会も企画。
くにびき学園グラウンドゴルフ21期会	31	4月～12月までは週1回の練習会及び月1回の競技会、1月～3月は週1回の自主練習会を行う。
出雲神話語り部の会	22	島根県に伝わる出雲神話を国内外の旅行者などに「語り、つなぎ、普及する」などを目的とするガイド活動を行う。
くにびき24旗の会(第24期社会文化科OB会)	34	尼子十旗の1つである熊野城跡の登山道整備等の地域貢献活動、「出雲国風土記」尼子十旗」に出てくる山、古社、遺跡、石神さん等を訪ねる。
くにびき24輝く演芸	23	年4回の行事と月1回のグラウンドゴルフ大会を実施。松江城の定期的清掃、グリーンカーテン用のゴーヤ・朝顔の苗の育成と配布を予定。
健福24の会	14	講師を招いての学習、各種施設・地域見学を行う。
スポンジテニスクラブ	20	優しいテニスを楽しみながら地域貢献、子育て支援の活動もする。
くにびき学園ゴルフクラブバーディ会	25	毎月1回活動、年に1回くにびき学園全体の合同大会を開催。
ハイキング部(軽登山)	18	女性の意見を重視、体力に合ったハイキングをくにびき学園を起点の実施。春、秋に写真部と合同でハイキングを実施。

(資料出所) 島根県社会福祉協議会提供資料より作成

地域活動を担う方の高齢化に伴い、高齢者の事務能力は個人差があると思うが、配慮しなければならない課題である。

5 国、県等への要望（島根県社協）

平成 27 年度、島根県に対する提言・要望書に、「暮らしを支える多世代交流・多機能型の福祉の支援拠点づくり」という内容を提案したとのことで、その内容は以下のとおりである。

地方創生の関係で、国や島根県が進めている「小さな拠点づくり」というのは、どちらかというと生活支援機能というのはイメージされておらず、医療、交通といった分野で小さな拠点というイメージで捉えている。

島根県社協としては、拠点を作るのであれば、生活支援、ここで言うと居場所の提供、相談、見守りという機能がないと拠点として機能しないのではないかと、提案している。具体的には①高齢者、障害児者、子どもやその他の地域の住民と一緒に利用できる地域交流の拠点、②居場所の提供、相談、見守り、通所サービス等の支援を柔軟に実施する拠点、③日常生活の基礎圏域である自治会区当での支え合い活動の促進や支援の拠点、④住民と専門職の連携による住民主体の地域包括ケアシステム推進の拠点、⑤地域に開かれ、地域に支えられる運営を提案している。

このような拠点づくりをすすめる上では、民家や既存公共施設等を利用した拠点（必要に応じたサテライト設置を含む。）の整備と専門スタッフの配置が必要である。その拠点の中で生活支援サービス（新たな支え合いファンドで生み出されるサービス）も一緒に入れて欲しいということで、県に提案したとのことである。

第 4 節 NPO 法人たすけあい平田² ～たすけあい制度事業を中心に～

1 法人の経緯・体制

（1）法人発足の経緯

現在の NPO 法人たすけあい平田は、平成 4 年に地域住民による助け合い活動を始め、平成 12 年には NPO 法人格を取得し、現在は介護保険サービス、障害者福祉サービス、移動サービスなども提供している。たすけあい平田の始まりは、理事長の熊谷氏が旧平田市に引っ越してきたことがきっかけである。熊谷氏は、もともと栃木県で多くの親戚に囲まれて暮らしていたが、32 歳のときに家族の仕事の都合で平田に引っ越し、周りに頼れる人が誰もいない中で、子育てをして、地元の人たちに助けられた。「遠くの親戚より近くの他人」を実感し、住民同士の助け合いが大切だと、改めて感じ、そうした所感を文書にして、平田市広報に投稿したところ、社協から声がかかり、社協の中で助け合い活動を立ち上げるようになった。その後、NPO 法人として独立し、現在に至っている。

² 平田市は、島根県東部の日本海に面した市であった。2005 年に、出雲市と合併し、出雲市の一部となった。東はすべて松江市と接し、西部は出雲市、簸川郡大社町と接していた。

（２）組織、会員の体制

理事クラスは、理事長 1 人、副理事長 2 人、平理事 3 人の計 6 人。メンバーは、平成 28 年 7 月現在、協力会員が 60 人。うち、事務所勤務が 9 人、デイサービス勤務が 8 人。残りの人は、在宅で対応できるときに自分の選択で活動する協力会員として 43 人在籍している。

男女の比率は、男性 15 人、女性 45 人で 1 対 3 の割合となっている。年齢構成は、20 代が 1 人、40 代が 6 人、50 代が 5 人、60 代が 21 人、70 代が 23 人、80 代が 4 人で、平均年齢が 65.5 歳となっている。

2 NPO 法人たすけあい平田の各種事業の概要

（１）在宅福祉サービス（たすけあい制度事業）

独居や高齢者家族が増え続ける中で、近くに住む者同士が「遠くの親戚より近くの他人」の気持ちで支え合い、「地域に住むもうひとりの家族」として助け合っていこうという考えの下、NPO 法人たすけあい平田の協力会員が、たすけあい活動を展開し、お年寄りから子供までみんなが安心して住めるまちを目指して活動している。

（２）介護保険事業

ア．訪問介護

ケアマネジャーの介護サービス計画に基づき、ヘルパーが自立支援やターミナルケアにつとめている。

イ．居宅介護支援

利用者や家族の意向を尊重し、一人ひとりの心身の状況、家族の事情、住環境等に配慮しながら、自立支援のためのケアプランを作成している。関係他事業所とも、緊密に連携を取りながら、利用者中心のサービスが提供できるように連絡、調整を密に行っている。

ケアプランの中に、「たすけあいサービス」や「福祉有償運送サービス」を組み込めることは、当事業所の強みになっている。

ウ．移送サービス

介護保険対象者や障害者などの通院、通学などにきめ細かに対応している。特に朝の通院時間帯に利用が重なるため、公用車利用のみでなく、善意の個人のマイカー提供を受けながら、移送サービスに取り組んでいる。平成 28 年 3 月に日本財団からダイハツ・ハイゼットの寄贈を受けることができた。

エ．認定講習等

国土交通大臣の認定を受け、平成 20 年 3 月 11 日以来、山陰初の認定講習機関として、島根県内をはじめ、鳥取、岡山からの受講希望者のために認定講習を実施している。認定講習の内容は、福祉有償運送、市町村有償運送、過疎地有償運送認定講習、自治会等輸送支援事業運転者講習などである。

(3) 障害福祉サービス

ア. 特定相談支援事業所

平成25年6月1日付けで、相談員は2名の「指定特定相談支援事業所」を開設し、事業を行っている。

イ. 居宅介護

障害者が、住み慣れた地域でその人らしく自立した生活が送れるよう、一人ひとりの利用者のニーズを満たすべく、ヘルパーのコーディネートを行い、サービスを提供している。

ウ. 地域支援事業

障害者が、その状況に応じて、地域の特性を生かした柔軟なサービスを利用し、自由に外出して、できるだけ自立した生活が送れるように配慮したサービスを行っている。外出や通院などの移動支援サービスを利用する障害者が増加しており、電話一本で対応する移送サービスは当法人の強みになっている。

3 各種事業の実績

NPO法人たすけあい平田の各種事業の平成27年度実績は図表3-4-1のとおりである。在宅福祉サービス（たすけあい制度事業）から発足したが、現在では、金額的には、介護保険事業が最も大きくなっている。

図表3-4-1 たすけあい平田の事業実績(平成27年度)

事業名	事業内容	実施場所	従業者の人数	受益対象者範囲及び人	支出額(千円)
在宅福祉サービス	たすけあい制度	利用者宅 地域	61人	延べ 206人	15,531
	たすけあい移送	市内随所	21人	延べ 451人	
介護保険事業	訪問介護事業	利用者宅	47人	延べ 409人	33,806
	居宅介護支援事業	利用者宅		延べ 548人	
	移送サービス	地域	20人	延べ 375人	
	委託事業 (認定更新調査等)	利用者宅	2人	460人	
障がい福祉サービス	居宅介護事業	利用者宅	32人	延べ 179人	8,956
	地域生活支援事業	利用者宅	32人	延べ 163人	
	相談支援事業所	利用者宅 事務所	2人	16人	
その他	認定講習等	事務所	8人	119人	967
	事務所新築工事	出雲市西代 町132-4		300人	78,848

(資料出所)NPO法人たすけあい平田ヒアリング資料より抜粋

4 たすけあい制度事業の詳細

(1) 業務内容（たすけあい制度事業）

NPO 法人たすけあい平田の協力会員が、依頼に応じて家事援助、話し相手、草取り、お使いなど臨機応変に対応している。荷物を持って歩くことがつらい一人暮らし老人や高齢者夫婦などの通院や買い物支援、親戚や友人訪問支援などもきめ細かに行っている。

また、独居や高齢者夫婦で最後まで在宅生活を望む人の介護は、介護保険だけでは対応できないため、介護保険とたすけあい制度を組み合わせ、在宅での看取りや在宅での生活の限界まで対応したケースもいくつかあるとのこと。

(2) 就労日数、時間

協力会員の就労日数、時間は、平均すると大体週3日、一日2時間勤務ぐらいとのことであった。

(3) 料金、報酬

利用者の支払う料金（時間あたり）は、880円（たすけあい制度事業）、1,000円（介護保険事業）となっており、そのうち、事務費が130円で、協力会員の手取り（時給）は、それぞれ750円、870円となっている。事務費の130円はギリギリまで抑えた経費とのことであった。

たすけあい移送の料金は、距離が長い場合で、タクシーの半額以下を目安にしている。

(4) 介護保険と助けあい制度事業の関係

介護保険が使えるところは介護保険を使うが、介護度による1割負担の限度額があり、その限度を超えてしまうと実費になり総額を支払うことになるので、その部分をたすけあい制度事業で行っている。

移送についても、要支援の人や介護度1でも軽目の人は、乗降介助という病院に送るサービスが使えないので、たすけあい移送を活用してもらっている。

なお、たすけあい制度事業単独では赤字になるので、介護保険の利益で、たすけあい制度事業に200～300万円の寄付を行っているとのことである。

5 課題（NPO法人たすけあい平田）

(1) 人材確保

協力会員は皆高齢化しており、活動する人材の確保と人材育成が一番の課題となっている。たすけあい制度事業の時給750円だと、民間のアルバイトより低額になるので、なかなか人が集まらない状況にある。

また、同じ業務でも、たすけあい制度事業の方は、介護保険に比べて低料金という問題も

ある。さらに、同じ業務を行いながら、料金的に1時間の単価が低いということになれば、ボランティアとしての認識がないと、たすけあいでの活動は難しいものとなる。

(2) 男性の問題

男性は、会社の縦社会でずっと来ているので、一旦リタイアした時に、自分が今までいろいろなノウハウを得たものを、社会に還元できる人と、できない人がいる。女性は地域の横のつながりがあり、比較的上手に行うことができるが、男性は地域での社会参加の活動が減ってしまう人が多いので、配慮が必要ではないかとのことであった。

6 市、県、国への要望 (NPO 法人たすけあい平田)

たすけあい事業は赤字であり、長く続けるためには、運営経費の支援が必要。最小限度の必要経費として、人件費、備品費、通信費などの支援を要望したいとのことであった。その場合、各法人に一律の支援ではなくて、その活動の量に応じた支援をして欲しいとのことであった。

第5節 まとめ

最後に、上述した島根県でのヒアリングを踏まえて、個人的見解ではあるが、まとめを述べたいと思う。

1 ミドル・シニア仕事センター

島根県は、「ミドル・シニア仕事センター」を平成27年度に開設したが、ハローワークにおいて、中高年齢者も含めた職業紹介を行っており、また、島根県は厳しい財政状況と聞いており、あえて新規に開設する意義はあるのか若干疑問に感じていた。しかし、同センターについては、半年間ではあるが、実績が着実に上がっているとのことであった。

平成19年の雇用対策法の改正により、企業が募集(求人)の際の年齢制限禁止が義務化されたことから、ハローワークにおいては、中高年齢者のみを対象とした求人募集、マッチングはできない状況となっている³。

しかしながら、中高年齢者のような就職が難しい者に対して、手厚く支援することが重要で、「ミドル・シニア仕事センター」を開設することで、中高年齢者にターゲットを絞った求人募集、マッチングを行うことができおり、それがセンターの好調な実績に繋がっている面もあるのではないかと感じた。

就職が比較的厳しい中高年齢者への重点的な支援という観点からも、「ミドル・シニア仕事センター」の開設は有意義と思われる。

³ 雇用対策法の労働者募集の際の年齢差別禁止の例外として、60歳以上の高齢者に限定した募集を行うことは可能。

2 シルバー人材センター

平成 28 年の高年齢者雇用安定法の改正に伴う、シルバー人材センターの派遣業務の業務拡大に関しては、その手続きが煩雑と思われるにも関わらず、各シルバー人材センターから、かなりの緩和要望があったことには驚いた。島根県のように、高齢化が進み、人口減少も続いている県においては、農業をはじめ様々な分野で、恒常的な人材不足が深刻化していることが背景にあると思われる。

島根県の計画にはシルバー人材センターが記載されていないのは残念であったが、労働力人口が大幅に減少していくことが見込まれる中、人材の供給源であるシルバー人材センターの存在意義は益々高まっていると思われる。

例えば、津和野町で行われた中山間地域の買い物不便者対策について、シルバー人材センターが、市町村行政と連携して見守りなどの福祉施策も付加して、実施することが提言されていた。また、介護保険制度の改正による新たな総合事業への移行についても、地域において要支援 1、2 級も含む高齢者の日常生活支援を行うことが期待されているが、すべての市町村で日常生活支援を行う団体を設置できるとは限らず、また、既に実施している団体の運営状況も厳しい所が多い状況である。このような状況を踏まえて、高齢者の日常生活支援を行うことについて、シルバー人材センターを活用した、高齢者の日常生活支援を行うことも検討の余地があるのではないかと。

いずれにしても、シルバー人材センターは人材の宝庫であるので、労働力人口の不足が叫ばれる中、特に、市町村行政と連携して社会的要請の大きい事業を行えば、その存在意義を發揮できる状況ではないかと。

なお、シルバー人材センターについては、小さい県において、県単位の連合会、市町村単位の各シルバー人材センターが別組織となっているが、限られた予算の中で、効率的な組織体制を構築することができるような検討も必要と思われる。

3 生涯現役証交付事業

生涯現役証交付事業の経費は、印刷、発送のみで約 25 万円しかかかっていないことには驚いた。島根県の予算は厳しいと聞いたが、そのような財政状況の厳しい地方公共団体においても、工夫次第で、様々な事業が展開できるので、各地方公共団体が知恵をしぼって、高齢者の活躍促進の事業を展開することが重要と考えられる。

4 しまねいきいきファンド事業（新たな支え合いファンド）

新たな支え合いファンドについては、介護保険制度の改正による新たな総合事業への移行に対応するもので、高齢者の日常生活支援を行う団体は、各市町村に設置されることが望ましいと考えられるが、市町村によって対応が異なり、様子見の市町村も多いと聞いた。

このような中、島根県社協が新たな支え合いファンドを創設し、地域の高齢者の日常生活

支援を行う団体の設立支援を積極的に支援していることは評価されるべきであろう。厚生労働省のホームページを見ると、新たな総合事業への移行に関して、市町村の様々な取組みを紹介していたが、島根県社協のような間接的な支援も積極的に周知されるべきと感じた。さらに、本来、高齢者の日常生活支援サービスの提供は、すべての市町村が対応すべき問題と思われるので、全市町村の取組を掲載し、その取組状況を分かるようにすることも検討してもいいのではないかと。

また、新たな支え合いファンドは、高齢者の日常生活支援を行う団体の立ち上げ支援であるが、既に実施している NPO 法人たすけあい平田では高齢者の日常生活支援を行う「たすけあい制度事業」は赤字とのことであった。設置後の運営も厳しい所が多いと考えられるので、設置後の運営段階においても市町村の関与が重要と思われる。

5 シマネスクくにびき学園

島根県の予算が厳しいと聞いており、そのような中で、シマネスクくにびき学園（高齢者大学校）の運営を行っていることを評価されるべきであろう。特に、高齢者の地域活動、ボランティア活動においては、コア人材の育成が重要と言われており、そういうコア人材の供給には、うってつけの事業と思われるからである。また、同学園においては、卒業後の活動を活性化させるため、卒業生を組織化し、ネットワークを形成していることは、おもしろい取組みと思われる。

シマネスクくにびき学園については、一定の効果が上がっていると思われるので、高齢者大学校を設置運営することの効果について、できるだけ客観的に示し、他の都道府県にも周知していくことも重要と思われる。

6 たすけあい制度事業

NPO 法人たすけあい平田の行っている「たすけあい制度事業」は、介護保険制度の新たな総合事業にも対応する、高齢者の日常生活支援を行う事業であり、積極的にそのノウハウを広めていくべき事業と思われるが、同法人の理事長が自ら、そのような団体の設立に奔走されていると聞き、敬意を表したい。

同法人の「たすけあい制度事業」は、介護保険事業と相互乗り入れを行っているとのことであった。介護保険事業所は高齢者の日常生活支援のノウハウを持っているので、高齢者の日常生活支援の団体（サービス）が未整備の市町村においては、介護保険事業所が、そのノウハウを活かしつつ、家事、掃除、運転の協力者をボランティアとして登録し、高齢者の日常生活支援を行うことも検討してもいいのではないかとされた。

また、上記2でも述べたように、高齢者の日常生活支援を行う団体が見つからない場合には、シルバー人材センターを活用した、高齢者の日常生活支援を行うことも検討の余地があると思われる。

ただ、同法人の「たすけあい制度事業」自体は赤字の事業で、介護保険事業からの寄付という形で赤字を補てんしているとのことであった。高齢者の日常生活支援を行う場合には、財政面でかなり苦勞することが予想されるので、地方公共団体の運営支援も検討すべき課題と思われた。

(参考文献)

- 島根県 (2015) 「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」
- 島根県 (2016) 「島根県総合発展計画 第3次実施計画」
- 公益社団法人 島根県シルバー人材センター連合会 (2012) 「第2次中期事業計画 (平成 24年度～平成 26年度)」
- 公益社団法人 島根県シルバー人材センター連合会 (2014) 「第3次中期事業計画」
- 公益社団法人 島根県シルバー人材センター連合会 (2016) 「平成 28年度定時総会 議案書」
- NPO 法人 urban design partners balloon (2016) 「買い物不便者対策 idea-book」
- 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 (2016) 「平成 28年度事業計画及び収支予算書」
- NPO 法人たすけあい平田 (2012) 「創立 20周年記念誌」
- NPO 法人たすけあい平田 (2016) 「特定非営利活動法人たすけあい平田 第16回総会」
- 室田信一 (2014) 「生活支援サービスの広がりこれから」『NORMA』pp.6-7, 全国社会福祉協議会地域福祉部